

大津郡捕鯨紛議 (三)

——近世、通浦と瀬戸崎浦の対立——

戸

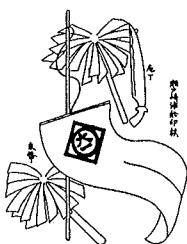
島

昭

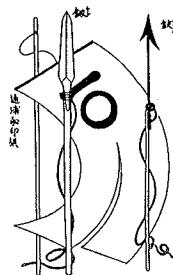
一、はじめに

これまで、山口県の北浦における一連の捕鯨紛争を取り上げ、冬季の生業を確保しようとする浦と浦との利害の対立を見てきたが、それらはいずれも廢藩置県以後に起こった近代の事件で、萩藩の支配下に発生した近世の紛争を対象とするものではなかった。そのため、苧網による網代捕鯨の技術が確立し、鯨組が漁民最大の企業となり、北浦の各地に組織し始められた江戸期にも目を向けて、近世と近代の捕鯨紛争を比較検討してみることが、今や不可欠になってきた。

とくに、近代の捕鯨紛争は、自らの海域での新規操業を求める漁村と、旧来の捕鯨慣行を固守しようとする漁村とが、浮き沈みを懸けて対立した抗争であり、新規の捕鯨を出願する漁民の意識は、操業の自由を主張するものであり、



瀬戸崎浦鯨組の
船印旗・采幣・庖丁



通浦鯨組の船印旗・劍・鉄
(「風土注進案」通浦より)

明治維新を変革と捉え、旧来の捕鯨慣行に変更を迫る態度であつたから、かつての萩藩府が、捕鯨紛争の発生に際して、どのように浦と浦との利害を調整していたのか、また、新規の鯨組の出願に当つて、既存の鯨組にどのように対処していたのか、具体的に点検すべき段階に差しかかっている。

したがつて、まず今回は、北浦における捕鯨業の草創期に目を移し、仙崎湾を捕鯨網代とする通浦と瀬戸崎浦の紛争を取り上げて、近世の捕鯨慣行の成立と萩藩府の統制過程を明らかにする。⁽²⁾

二、網取捕鯨の開始と浦々の対立

日本海に面した大津郡の青海島は、その内懷に紫津ヶ浦を抱き、さらに、その東端で小島に連なり、南方に対峙する本州との間に仙崎湾を形成して、東方から対馬海峡に向けて西下する鯨を包み込む。いわば、鯨の定置網で、天然の捕鯨網代になっていたのである。図1参照。

そのために、東から入り込んだ鯨は、自ら南岸を西に進み、最奥部の狭くて浅い瀬戸を嫌つて反転し、北岸を東に辿つて、紫津ヶ浦に迷い込んだり、仙崎湾内を回遊する。この鯨を狙つて、湾岸各地の漁民が、江戸初期以降、勇壮に挑みかかり、捕鯨産業を成立させていた。

この仙崎湾の南側には、東から西回りに、三見浦・飯井浦・野波瀬浦が連なり、西側の最奥部には、小島浦・沢江浦・白瀬浦・瀬戸崎(仙崎)浦が位置し、

北側の青海島には、大日比浦と通浦が並び、ぐるりと内海を取り囲んでいる。図2参照。

近世江戸期にあつては、三見と飯井が阿武郡当島宰判に、野波瀬・小島・沢江・白瀬・瀬戸崎・大日比・通が大津郡前大津宰判に属し、このうち飯井と小島は、浦ではなく、村であった。

この大小浦々のうち、初めて鯨組を、突取法によつて創設したのは瀬戸崎浦で、寛文十二年(一六七二)のことであつたとい⁽³⁾う。その翌年の延宝元年(一六七三)には、同様な突取法によつて、通浦が鯨組を取り立てている。

すなわち、この通浦における突取法については、およそ次のような物々しい様子であつたとい⁽³⁾う。

已前者縄網ニ而建込、萩御注進申上候得ハ、萩より弓鉄御物頭組被成御出張、其外大砲も被差出、為打方三輪善兵衛様・中村忠右衛門様御出張、為御見分郡奉行様兩人・御藏元御兩人様等被遊御出張候儀も御座候ところが、紫津ヶ浦などの入江に、藁繩の網で鯨を立て込め、鈎や剣を鯨に打ち込んで仕留める突取法の段階では、

当浦鯨漁の儀、往古は縄網を以建切、突取來候へとも、兎角網を破り遁出

候処・・・

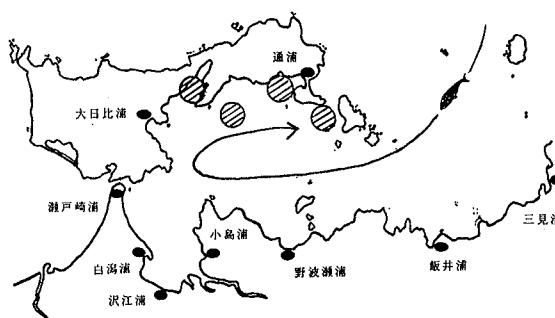


図2 仙崎湾の浦々と一般的な鯨の進入路および主要な捕鯨網代(左から右に、紫津ヶ浦、中ノ浦、通前、帆留の四大網代)



図1 天然の捕鯨網代になっていた仙崎湾(左下)

という状態で、とかく鯨が縄網を破つて逃げ出すことが多く、未だ安定した

捕鯨産業になつておらず、また、瀬戸崎浦と通浦の捕鯨網代も別々の場所であつたから、その捕鯨上の利害の対立は、深刻な紛争を引き起こす程のものではなかつた。

従つて、萩藩府も、明暦三年（一六五七）の「鯨分口之箇条」⁽⁶⁾中で示したところの、

付、鯨突申用意仕候初年之儀者、突道具誘為造佐入之運上一年差免候条、
弥諸浦共ニ鯨突候手立仕候様ニ可被申渡候事

といふ、各浦への鯨組設立の奨励策を変更する必要もなく、捕鯨統制をするほどの事態は生じていなかつた筈である。

ところが、二年後の延宝三年には、まず通浦が、従来の蓑縄網に代えて強い苧網を調整し、それを鯨の進路に仕掛けて、その中に鯨を追い込み、銛を打つて網に絡ませ、鯨の動きを封じながら、さらに銛や剣で突き留める網取法を開始し、捕鯨技術を飛躍的に向上させたことから、事態は変わり始めた。

すなわち、通浦は、苧網による捕鯨技術の進歩を、天保年間（一八三〇～四三）の藩府への書き上げに、

当浦ニ而ハ、延宝元年より苧網を以、鯨取得候仕組仕候・・・・右網取仕覚、以後ハ余分之御利徳相備候儀ニ
御座候

と、苧網による網取捕鯨法の開始で、利益が出るようになつたことを記しているほどのことである。

この苧網を用いた捕鯨技術が、翌々延宝五年に瀬戸崎浦に伝わり、とくに瀬戸崎浦では、地方の商人が苧網方を組織して、一四〇尋⁽⁷⁾の苧網を調製し、それを浦方に提供したことから、一〇頭もの捕獲となり、苧網捕鯨が瀬戸崎浦全体の一大産業として、定着したという。

つまり、この網取式の捕鯨法は、鯨を狭い湾内に立て込めなくとも、適當な海の深さの場所に網を仕掛けて行える方法であつたから、仙崎湾内に入つた鯨の捕獲率を高め、鯨組の経営を安定させたが、その反面、仙崎湾内のあちこちで鯨を追い回すことを可能にし、瀬戸崎浦と通浦の者が海境を越え、同じ鯨を狙つて、海上で衝突する事態を発生させたのである。

その様子は、幕末の天保年間、通浦が藩府へ差し出した上申書⁽⁵⁾に、

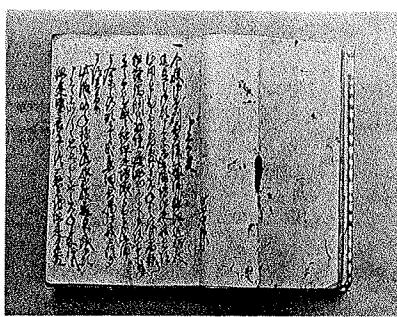
諸浦網代物境之儀者、先年より物限有之事ニ御座候得共、中比混雜仕、
面々追勝ニ鯨漁仕候所、荒増者同士之儀故、於沖合毎々争論有之、度々疵
付人痛ニ有之

と、記しているほどのことであつた。

以後、この技術は野波瀬浦にも伝わり、そこでも一時的に捕鯨を試みることもあつたが、狭い湾内に多くの鯨組が並立することは難しく、元禄八年（一六九五）には、前大津代官の係わりのものとて、瀬戸崎浦と通浦が、野波瀬浦に対し、それぞれ銀三〇〇匁を支払う協定を結び、野波瀬浦の鯨組を廃止させてお



「紫浦にてセミ鯨建込の図」
(「風土注進案」通浦より)



通浦鯨組の経緯を記録した「書揚之写」。
「前大津先大津捕鯨一件」(山口県文書館所蔵・旧藩記録)

り、さらに、享保二年（一七一七）には、三見浦にも伝搬し、鯨組の出願となり、それへの対応が問題になつてゐるのである。⁽⁸⁾

つまり、苧網による捕鯨技術の向上が、仙崎湾内の浦々に、鯨組の設立を誘発したのであり、この捕鯨産業が、冬季に出漁機会の減る北浦漁民の生業として、魅力的であればあるほど、浦と浦との利害の対立となり、深刻な捕鯨紛争を引き起こす原因になつたのである。

結局、近世江戸期に、仙崎湾内で網取法の鯨組を組織したのは、瀬戸崎・通・野波瀬・三見の四カ浦で、いずれも大きな浦々であつたが、野波瀬浦と三見浦は、良好な捕鯨網代を持たなかつたことや、萩藩府の調整が行われたことによつて、鯨組を存続させることができず、結局、格好な津ヶ浦・中ノ浦・通ひ前・帆留の四大網代⁽⁴⁾を所有した瀬戸崎浦と通浦が、仙崎湾での捕鯨を独占的に競つたのである。図2参照。

三、内海網代の捕鯨協定

前述のように、まず通浦が、延宝三年（一六七五）に苧網を用いた網取り捕鯨を開始し、続いて瀬戸崎浦が、二年後に同様の網取捕鯨技術を導入したことから、たちまちこの両浦の間に軋轢が発生した模様であり、その年のうちに、仙崎湾の内海網代での捕鯨協定を締結し、紛争の発生を防止しようとしている。

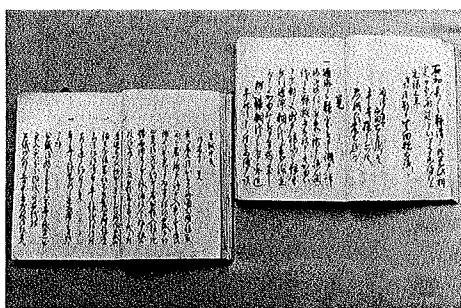
すなわち、延宝五年十一月、通浦と瀬戸崎浦の網頭一三名は、仙崎湾での捕鯨紛争を避けるために、三カ条の覚

書を作成し、庄屋や年寄を通じて、前大津代官の「奥書」を受けてゐるのである。⁽¹⁾

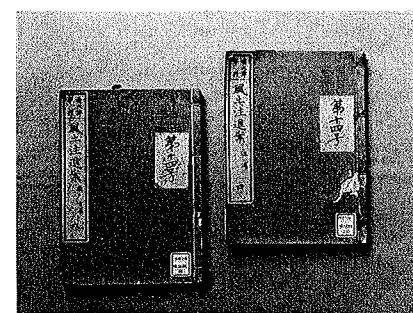
これによると、捕鯨協定を結ぶに至つた背景は、△近年、網を用いた捕鯨方法を始めたことから、通浦と瀬戸崎浦の間に紛争が起つた。このようなことが海上で発生すると、多くの人数もあるため、自ら死闘になつてしまふであろう。それは、藩府にとつても、両浦にとつても、良くないことなので、両浦が相談して、三カ条の申し合わせをした▽と説明されており、また、その協定の第一条には、△鯨漁に限つて、通浦の者が、その海域で鯨に銛を突き立て、瀬戸崎浦の海域に引き込まれ、そこで網を張つて捕獲しても構わない▽ことを掲げ、第二条には、△瀬戸崎浦の海域で突いても、網が切れて、通浦の海域に逃げた鯨は、通浦が捕獲しても構わない▽ことを掲げ、第三条には、△仙崎湾内への入口に当る三見浦沖や野波瀬浦沖の両海域には、鯨舟を出して、鯨を追い回してはいけない▽といるのである。

しかも、この通浦と瀬戸崎浦の網頭が連署する捕鯨協定は、当時の前大津代官生田猪右衛門の裁定で、さらに細かく、初漁の鯨の水揚げ方法について、次のような三カ条の「書替」を行つてゐる。

すなわち、その第一条には、△内海網代で両浦が共同して捕獲した鯨は、最初の一本だけは、距離の遠近に係わらず、突き留めた海域の浦へ漕ぎ付ける。



延宝5年の内海網代での捕鯨協定を載せた「風土注進案」通浦の本文(右)。左は「同」瀬戸崎浦。



幕末天保期の捕鯨慣行を記録した「前大津宰判風土注進案」(瀬戸崎浦と通浦)

どちらの海域であつても、単独で捕獲した鯨は、突き留めた浦へ漕ぎ付ける／と規定し、第二条には、△同様に、連れ鯨を捕獲したときは、大きい方は突き留めた海域の浦へ、小さい方は距離の遠近で、いずれかの浦へ漕ぎ付ける／と補足し、さらに第三条には、△子持ち鯨を捕獲したときは、子鯨は母鯨に付けて、漕ぎ付ける。子鯨は数のうちに入れない。もつとも、子鯨であつても、それぞれの運上は差し出す／と、具体的に細かな取り決めを交わして、紛争の防止を図つてゐるのである。

つまり、このような初漁規定の背後には、両浦が共同で鯨を捕獲した場合、一般的には、それぞれの浦までの遠近で水揚げ場所を決めていたことや、鯨の解体作業を巡る掛け引きが存在していたことなど、捕鯨産業の具体的な複雑さが読み取れるのであり、その成否は、漁民の生活に直結していたのである。

四、内海網代の寄相取規定

延宝五年（一六七七）、通浦と瀬戸崎浦は、仙崎湾内の捕鯨協定を結んだが、それ以後も、隣接した網代で鯨を追い回すことから、やはり利害が対立して、しばしば衝突を繰り返したようで、わずか二年後の同七年の春には、萩藩の鯨檢使として、栗屋三右衛門が前大津宰判に出向し、両浦に「よちあい」を命じて、捕鯨紛争の防止を図つてゐる⁽³⁾。その後には、仙崎湾いっぱいに繰り広げられる網取り捕鯨法の開始で、通浦と瀬戸崎浦の衝突が多発し、藩府による調整を不可欠とする情況が高まり、とりわけ、湾内の奥深くに位置する瀬戸崎浦が、不利な立場に追い込まれていたことが読み取れるのである。

しかも、この時、萩藩の鯨檢使が、瀬戸崎浦に対して、その取り分のうちの六分の一を、脇浦の白鴻浦と大日比浦

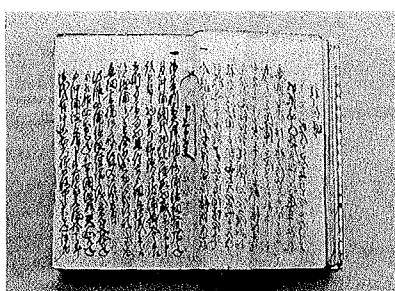
に分配するように指示していることは、かつて突取法の段階で、浦々に鯨組の創設を奨励していた方針を変更する政策として、注目しなければならない事実である。

すなわち、いまだ鯨組を持たない浦々に一定の補償を行わせることで、その捕鯨出願を未然に抑制しているのであります、瀬戸崎浦の捕鯨網代を確保する目的で、仙崎湾内の鯨組の統制を行い始めてたことを意味しているのである。

しかし、通浦の下手に位置する瀬戸崎浦は、その不利な情況が解消した訳ではなかつたから、商人を中心とする苧網方の支援を受けて、二年後の天和元年（一六八一）になると、青海島の外海に竹ノ子網代を新設⁽³⁾し、この沖海網代で単独の網取捕鯨を始めて、窮状の打開を図つてゐるが、地の利を得なかつたために、安定した操業を続けることはできなかつた。

一方、通浦と瀬戸崎浦の鯨組が「よちあい」（共同）で行う内海網代の捕鯨にあつては、両浦漁民の衝突を避けるため、元禄三年（一六九〇）になると、前大津代官の奥書きで公認のものになつており、最初の捕鯨規則としての実質を持つものであることも、見逃せない点である。

このような捕鯨協定の存在は、通浦と瀬戸崎浦の捕鯨組に、それぞれの海域を越えて操業する事態が生じており、それが対立の原因になつていていたことだけでなく、両浦の捕鯨技術が、従来の紫津ヶ浦などに極限された突取法から抜け出て、仙崎湾の全域を網代とする勇壮な網取法に飛躍していたことを物語つてゐる、近世の漁業を代表する捕鯨産業が、仙崎湾内に確立していった状況を、具



瀬戸崎浦鯨組の経緯を記録した「書揚之写」。
「前大津先大津捕鯨一件」(山口県文書館所蔵・旧藩記録)

体的に示しているのである。

五、野波瀬・三見海域における捕鯨紛争

延宝七年（一六七九）、萩藩府は、瀬戸崎浦と通浦の捕鯨紛争を防止するために、仙崎湾内の捕鯨を寄相取（催合）^{（ひきあい）}に規定したが、単に内海の網代を共通にするということだけで、鯨組の共同経営ではなかつたから、実情は極めて複雑であり、それ以後も、両浦の間には、捕獲を巡る紛争が絶えなかつた。

とくに、享保二年（一七一七）二月、瀬戸崎浦の海域に鯨が入り込んできたとき、通と瀬戸崎の両浦がともに出漁したものの、内海で捕獲することができず、外海に鯨が出てしまい、ようやく三見浦の海域で仕留めたことから、その配分を巡つて、双方の間に争論が生じている。図3参照。

このとき、萩藩府は、佐方吉右衛門と粟屋与左衛門を現地に派遣して、それぞれの浦が、延宝五年の「書替」で禁じているところの、野波瀬・三見沖での捕鯨を行つた事実を糾弾して、審理を開始した。^{（8）}

まず、瀬戸崎浦の言い分は、△野波瀬・三見沖は、内海への鯨の入口であることから、両浦が互いに追い回さない取り決めをしているが、去年の場合は、瀬戸崎の内海に両浦がともに出漁して、手傷を負わせた鯨であり、通浦が外海に追いかけたので、瀬戸崎浦も三見沖へ出て、一緒に取り留めた鯨である。従つたのは、言語道断である√、というものであつた。

て、通浦だけの取り分になることには、納得がいかない。瀬戸崎浦が違背しているというのであれば、通浦も違反しているではないか√、というものであつた。これに対して、藩府役人の申し渡しは、△四〇カ年以來、外海に出漁しなかつたのに、このたび内海の境を越え、古法に違背して、外海で紛争を起こしたのは、言語道断である√、というものであつた。

次に、通浦の言い分は、△三見沖は、内海への入口であるから、通浦が鯨を追い回すと、奥浦の瀬戸崎の障害になるため、「入鯨」を追わないのであり、野波瀬沖は、瀬戸崎浦の者が「出鯨」を追うと、通浦の障害になるから、追い回さないのであり、このような事情から書き交わした協定である√、というものであつた。これに対して、藩府役人の申し渡しは、△「出鯨」を通浦の者が追い回してよい協定にはなつていないし、三見沖での通浦の捕鯨は、許可がない以上、勝手に追い回してはいけない筈の規定である√、ということであつた。

この萩藩府役人の取り調べ結果を踏まえて、國元裏判役の口羽衛士が、前大津代官に指示した裁定は、△瀬戸崎の者が、古来の捷に背いて、内海・外海の境を越えて、三見沖に出漁したのは、言語道断である。また、通浦の者が、延宝五年の協定に違反して、野波瀬・三見沖で勝手に捕鯨しているのも、言語道断である。しかしながら、外海での捕鯨は、古来より、通浦が単独で行う規定

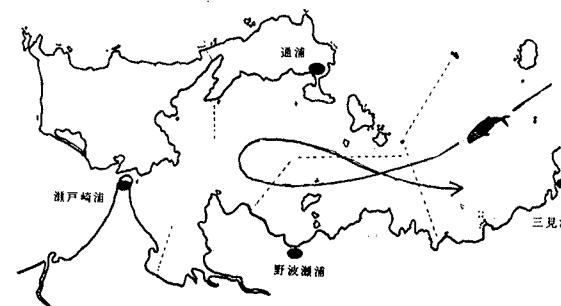
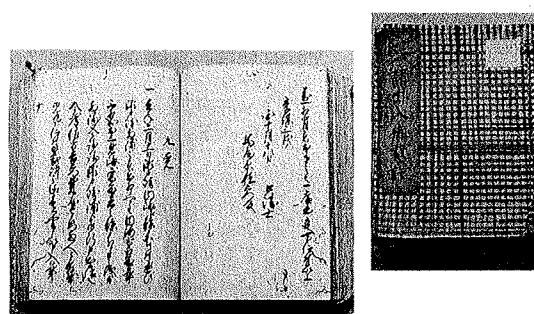


図3 仙崎湾内各浦の海域と享保2年2月の鯨の進路（想定コース）。



通浦と瀬戸崎浦の捕鯨紛争を裁いた記録を収めている「諸出入御裁許」（本文と表紙）。

であるから、昨年の二月、三見沖で取つた鯨の代銀は、通浦の者に遣わす、というもので、瀬戸崎浦の訴えを退けた内容になつてゐるのである。

しかも、この時、萩藩府は、△「入鯨」がないとき、「出鯨」ばかりを追い掛けることは、瀬戸崎浦の障害にならない筈であるから、三見浦沖での捕鯨を、別紙の覚書にして差し出すから、以後、相違のないように申し付ける、として、外海での操業方法を、およそ次のように命じてゐるのである。

すなわち、野波瀬沖・三見浦海域での新たな捕鯨規定を、まず第一条で、△延宝五年の両浦の協定どおり、「入鯨」を追つてはいけない、とし、さらに、第二条でも、△内海から出る鯨については、近年の行きがかりのとおり、通浦から出漁すべきである、とし、それぞれ従来の規定を確認して、第三条で、△「出鯨」か「入鯨」か混乱して、再び紛争が起こると思うならば、通・瀬戸崎の両浦から、野波瀬沖・三見浦に番船を付けて置き、見分をさせなさい、と命じ、新たな紛争防止の措置を指示しながら、第四条で、△内海での捕鯨は、瀬戸崎と通の両浦の催相取りで、外海での捕鯨は通浦の単独取りで、そのほかの捕鯨の仕方については、古来の捉どおりである。ただし、内海に鯨が入り込んだとき、通浦の者が催相取りを怠慢にし、鯨が外海に出てから、単独取りを狙うようなことをするときには、相当の処罰を行う、ことを付け加えて、細かな内容にしている。⁽⁸⁾

しかも、この時には、すでに三見浦から鯨組の出願が行われており、その裁許を先送りしての新規定であつた訳で、元禄八年（一六九五）に、野波瀬浦の鯨組を廢止させた事実と合わせて考えると、仙崎湾の捕鯨は、浦々の対立で複雑な様相になつておらず、萩藩府の統制が不可欠になつていていたことが判明する。

ところが、通浦と瀬戸崎浦の双方から、沖海に番船を出して置き、「出鯨」か「入鯨」かを見分けることは難しく、

その三〇年後の寛延元年（一七四八）九月には、通浦が三見浦で捕獲した鯨に関する、瀬戸崎浦から「入鯨」であるという抗議が行われ、それに対し、通浦は「出鯨」とあると反論し、再び深刻な紛争が起つてゐる。図4参照。

そのため、翌々寛延三年の十二月には、萩藩郡奉行の中川与右衛門が、およそそのような裁定を下し、番船を出さないうちに鯨がきたときの捕鯨方法について、さらに細かな規定を付け加えている。⁽³⁾

すなわち、第一条では、△「昨年の鯨は、「出鯨」とも「入鯨」とも、いずれも証拠がないのに、両浦の者どもがごまかして、藩政を妨げたのは、不届きであるから、鯨の代銀は没収する、と裁断し、第二条では、△番船を差し出した後の鯨は、延宝五年と享保三年の両浦の協定どおりとする、ことと、第三条では、△三見浦と野波瀬浦の沖に通・瀬戸崎の両浦から出漁して、鯨を追い回さないことは古法であるから、今後、番船を差し出さない前も、この古法のとおりとする、ことなどを、それぞれ確認して、第四条では、△番船が無いときでも、鯨が内海に入り込み、両浦から出漁して、内海で取り留めることができず、「出鯨」になつた場合か、または、内海に入り込んだ鯨を、瀬戸崎浦から見て、「出鯨」に紛れもないときは、享保三年の規定のとおり、通浦から捕鯨を行うのは当然である、ことを付け加えて、第五条では、△番船を差し出さないうちに

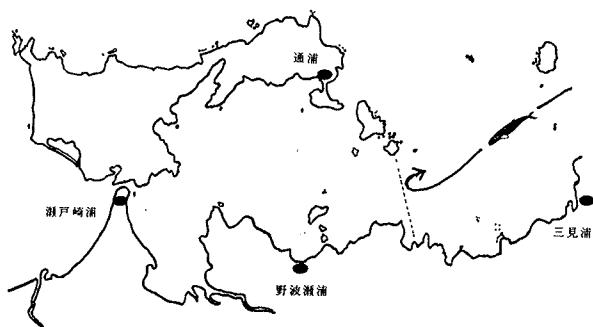


図4 仙崎湾の内海と外海を定めた境界線と寛延元年の鯨の進路(想定コース)。

鯨がきて、内海に入り込んだにもかかわらず、瀬戸崎浦が気付かず、内海から引き返して外海に逃げ出した場合か、内海の入口まで鯨がきたものの、境界線を越えずに逃げ出した鯨については、「出鯨」「入鯨」の証拠がないので、これまでには、通浦から取つてはいけないことになっていたが、今後は、通浦から捕獲することを許可するので、鯨代銀のうち、諸雜費と腹皮一〇〇〇斤を引き除いて、残りの半分を瀬戸崎に配当せよ」という新規定を盛り込み、第六条では、△内海と外海の境界線は、立日と鳥ヶ瀬を結ぶ線に決定するので、以後、間違ひのないように心得て捕鯨せよ」という指示を下しているのである。

六、おわりに

以上、仙崎湾内における通浦と瀬戸崎浦の様々な捕鯨紛争を取り上げて、その展開過程と捕鯨協定の成立を細かく追跡してきたが、数々の紛争の主要な原因は、やはり捕鯨技術の進歩による新たな事態の発生であり、具体的には、突取法による極限された入り江での操業から、網取法による広い海域での捕獲が可能になったことによる対立であった。しかも、通浦と瀬戸崎浦の捕鯨紛争は、いずれも江戸初期から江戸中期までの、早い時期に発生した近世の事件であり、恵まれた捕鯨網代を共有したことから派生した必然的な衝突で、その解決策を萩藩府が講じる過程で、細かな捕鯨規則が成立しているのである。

しかし、結果的には、仙崎湾の入口に位置する通浦の方が、より有利な立場にあつたため、捕鯨産業を発展させており、下手に当る瀬戸崎浦の鯨組は、次第に捕鯨活動を圧迫されて、窮屈してしまったのであった。

従つて、瀬戸崎浦の鯨組は、その窮状を開拓するために、青海島の外海に新しい網代を設定して、創業と中断を繰

り返しながら、懸命に活路を見つけ出そうとするであるが、そこには、さらに下手に当る川尻浦の鯨組の抵抗があり、決して、容易な捕鯨事業ではなかつたのである。

また、北浦の捕鯨活動を奨励することで、その鯨油の貢納や上納銀の増加を図る萩藩府にあつても、仙崎湾内の鯨組の乱立を抑制しながら、既存の通浦と瀬戸崎浦の鯨組を調整することは重要であり、前大津代官や鯨檢使などの役人を現地に派遣して、複雑化する捕鯨紛争に対処しながら、種々の捕鯨規則を成立させているのである。

その強力な統制の過程で、未捕鯨浦への「六分一銀」⁽³⁾の分配⁽⁴⁾や、野波瀬浦捕鯨の廃止に伴う「請料銀」⁽⁵⁾の支払いなどが決められて、北浦の捕鯨慣行が徐々に成立し、この近世の捕鯨慣行の存在が、やがて明治初期に多発する近代の捕鯨紛争に影響して、既得権を主張する浦々と、新規参入を図ろうとする浦々との、攻防の核心になるのである。

[註]
(3) 瀬戸崎浦の「鯨網取立の略」。天保年間の「前大津宰判

の捕鯨出願を巡つて」平成元年三月【山口県文書館研究

風土注進案】に所収。その祝文は『防長風土注進案第19

卷』参照。

(4) 通浦の「鯨網取立の略」。同。同。

三見浦の捕鯨出願を巡つて」平成四年三月【同19号】。

同「北浦捕鯨紛議 明治八年、黄波戸浦の捕鯨出願を巡つて」昭和六年五月【くじら第3号】。

(2) 先行研究としては、河野良輔「捕鯨網代の協定と紛争」(昭和五六年一二月『長門市史通史編』所収)がある。

法制上】参照。

大津郡捕鯨紛議(三)（戸島）

一六

- (7) 野波瀬浦の「旧藩時漁政取調書」。「旧藩漁業制度取調書」（山口県文書館所蔵・県庁戦前A農業505）所収。
- (8) 「諸出入御裁許」（山口県文書館所蔵・毛利家文庫40-138-15）所収。その証文は、「山口県史料近世編法制上」参照。

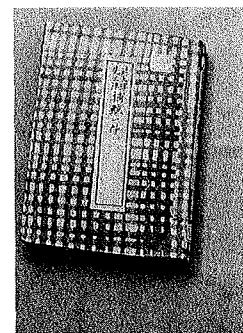
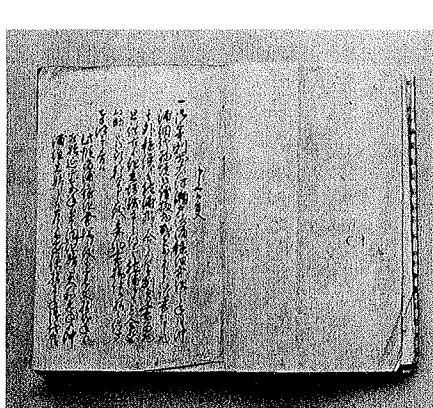
- (9) 濑戸崎浦の「書揚之写」。「前大津先大津捕鯨一件」

（山口県文書館所蔵・旧藩記録844）所収。

- (10) 川尻浦の「書揚之写」。同。



通浦の鯨の位牌
(「風土注進案」通浦より)



瀬戸崎浦の「書揚之写」(本文)と、それを収録する「前大津先大津捕鯨一件」(表紙) 山口県文書館所蔵・旧藩記録